

海外進出企業にとって、進出国と日本との税務というのは、単に二重課税の排除にとどまらず、昨今では日本本社との取引に対して積極的に税務調査によって追加的な課税が行われているものと思います。また税法は各国独自に制定したものであって、国ごとにその取扱いは様々であり、我々が日本において経験していること以外の問題も発生いたします。第5回目の今回は、タイにおける輸入取引に係る付加価値税について解説するとともに、国際税務の根本を考えてみたいと思います。

ご存じのようにタイの税務実務の中で、付加価値税(以下、「VAT」と)と所得税の源泉徴収というのは、毎月申告、納税が義務付けられており、その適用範囲は広範囲にわたりわずらわしいものです。しかしこれを怠ると、ペナルティの対象となり、適切な対応が要求されるところでもあります。

そのようなVAT、源泉所得税の実務の中で、今回は日本からの輸入取引をした場合のVATについて触れてみたいと思います。

日本から輸入といった場合、多くは製造用の材料であったり、パーツであったり、すなわち物である場合を思い浮かべるとと思います。これらは通関という手続きを行いタイ国内に持ち込み、消費することとなります。よって原則として通関時に税関においてVATを納付することになります。なおBOI企業等に対する免税輸入については今回は省略いたします。

この輸入手続きについて、多くの企業が日常の業務として行っているところであると思いますが、VATの実務で注意すべきは、税関を通らない輸入取引、おそらく日常ではあまり輸入という概念を持っていない取引についてということになります。

ではそのような取引は具体的にどのようなものかという、日本の親会社からの役務提供等がこれに該当します。おそらくタイに進出されている多くの日系企業が、何らかの名目で日本お親会社に物の対価以外の対価の支払いを行っているのではないのでしょうか？

これらの対価について、その内容次第ではタイにおいて輸入に係るVATの申告対象となります。タイのVATの課税対象取引は、タイ国内における物品の販売、サービスの提供、物品の輸入となりますが、このサービスの提供ということが誤解を生じる可能性が大きいところです。日本の親会社との間で何らかの役務提供に関する契約を締結し、その対価を支払う場合、当該対価の支払いの起因となった役務提供がサービスの輸入とみなされることとなります。タイのVATはサービスの使用がタイ国内である場合には、その対価はタイ国内で提供されたサービスの対価とみなされVATの課税対象取引となります。これは日系企業に多くみられる親子間取引に限らず、タイ企業が国外の企業との間における同種のサービスについても同様です。このようなケースでタイのVATの課税対象にならないのは、タイ国外において提供を受け、タイ国外で使用するサービスとなります。一般的にはタイ企業が支払う役務提供の対価で、当該企業にとってタイ国外で使用するような役務提供というのはあまり例がないと思いますが、

物の輸入の場合には、通関時に税関にてVATを納付いたしますが、サービスの輸入に係るVATはどのように納付するのでしょうか？

これは少々特殊な手続きで、サービスの輸入者、すなわち対価の支払者であるタイ企業が対価の支払いの際に国税当局に対してサービスの輸入に係るVATを別途申告納付するという手続きになります。通常のVATの支払については取引相手がTax Invoiceを発行し、それを受領、保存することになりますが、今回のように自らが直接国税当局に対して申告納付するVATの場合には、Tax Invoiceに代わり、国税当局が発行する領収証がTax Invoiceとなります。これを受領、保管し、納付したVATをインプットVATとして控除することになります。

具体的には、親会社より500,000パーツの経営指導料の請求を受けた場合において、その対価を支払う際に、7%相当のVAT(35,000パーツ)をPP36という書式を使用して国税当局に申告、納付することになります。従って500,000パーツの対価であっても、VAT相当の納税分だけ支払者側では資金が必要となります(源泉所得税の取り扱いについては省略)。このような取引においても、無申告とならないように管理しなければなりません。このような事例も海外取引に係る税務という意味においては、国際税務の一つなのです。

海外進出される企業においては、その進出に際して国際税務ということを考えるかと思えます。国際税務というと、移転価格税制、タックスヘイブン税制、過少資本税制等といった難しい問題を思い浮かべるのではないかと思います。本稿でも前号までは「恒久的施設」といった内容を解説いたしました。しかし国際税務を考える上でのもっとも基本的なところは、その国の税制を知ることにあります。今回のVATの話にしてもそうですが、その根拠となるのはタイの内国歳入法になります。すでにご理解されている方も多いかと思いますが、「国際税務」に関する法律というのは存在せず、それぞれの国が定める税法および租税条約の適用によって、クロスボーダーな取引に関する税務的な取り扱いを判断することになります。従ってその根本は各国の税法そのものとなります。次号以降においては、移転価格税制やタックスヘイブン税制の基本的な考え方等について解説をする予定ですが、その根本はそれぞれの国の税法となります。特にタイ・日本との取引を考えると、日本における税法解釈の方が格段に進歩しているというのが現実なので、その基本をご理解いただけるような内容で進めたいと思います。

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。